

## 第3回名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会次第及び議案書

日時 令和3年10月25日(火) 13時30分～

場所 名寄市役所名寄庁舎 4階大会議室

1 開会

2 部会長挨拶

3 議事

協議第1号 第3期名寄市地域福祉計画(案)について

4 その他

5 閉会

# 第3期名寄市地域福祉計画(案)

はっぴ〜コミュニティ2022

令和4年3月  
名寄市

### **「はっぴ〜コミュニティ 2022」とは**

すべての人の幸せを願うノーマライゼーション社会の構築は、地域交流や支え合い（コミュニティ）から始まるという意味をこめるとともに、2011年公開の名寄市が舞台となった映画「星守る犬」に登場した名犬ハッピーの名前から名付けました。



はじめに



名寄市長 加藤 剛 士

# 目 次

第 1 章 計画策定にあたって

第 2 章 地域を取り巻く現状

第 3 章 第 2 期名寄市地域福祉計画の取組状況

第 4 章 アンケート調査の結果

第 5 章 計画策定にあたっての重点課題

第 6 章 地域福祉の推進に向けて

第 7 章 計画の推進のために

資料編

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年策定の「第 1 期名寄市地域福祉計画」以来、計画の基本理念である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に向け、様々な取組を進めてきました。

少子高齢化による急激な人口減少や価値観の多様化、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化などを背景とした社会的孤立、社会保障サービスの需要の増大など、地域福祉をめぐる諸課題は複合化・複雑化・深刻化してきています。

また、国においては、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 30 年 4 月施行）」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）」「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月施行）」など、地域福祉との一体的な展開が求められる「地域共生社会」の実現に向けた動きが活発になってきています。

これまで、市町村では、健康・子ども・高齢者・障がい者といった分野別の計画が作られてきましたが、支援を必要とする人が、分野に関係なく必要なサービスを利用しながら自立した生活ができるよう個々の状況や状態に応じた施策が今まで以上に重要となります。

これまでの取組の成果と課題を検証し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担いつつ、ともに手を携えて協働し、さらなる福祉のまちづくりを推進していくため「第 3 期名寄市地域福祉計画」を策定します。

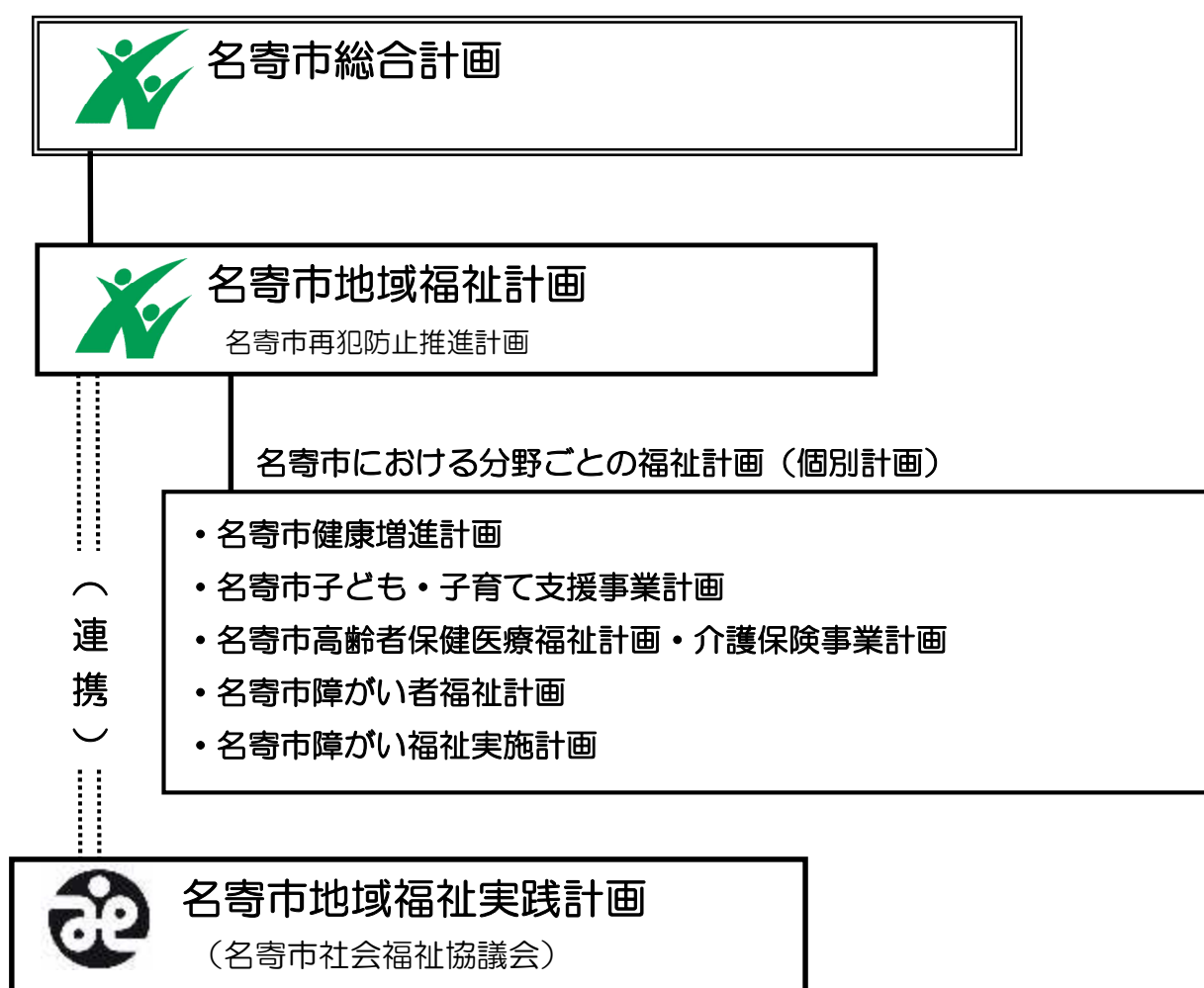


## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、「名寄市総合計画」を最上位計画として地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別計画を地域において総合的に推進するための計画です。それぞれの分野ごとの施策、達成目標などについては、各個別計画において位置づけ推進するものとします。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

また、本計画は、名寄市社会福祉協議会<sup>\*1</sup>が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「名寄市地域福祉実践計画」と両輪で地域福祉を推進していくものです。



<sup>\*1</sup> 社会福祉協議会：昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、都道府県、市区町村単位に一つずつ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

■社会福祉法（令和2年6月12日法律第52号）の抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを図ります。

■各計画の名称及び期間

計画の名称	計画期間	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
名寄市総合計画（第2次）	H29～R8							次期計画			
第3期名寄市地域福祉計画	R4～R8	本計画							次期計画		
名寄市健康増進計画 「健康なよろ21（第2次）」	H25～R5						次期計画				
第2期 名寄市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6						次期計画				
第8期名寄市高齢者保健医療福祉計画 ・介護保険事業計画	R3～R5						次期計画				
第3次名寄市障がい者福祉計画	H30～R9							次期計画			
第6期名寄市障がい福祉実施計画	R3～R5						次期計画				
第4期名寄市地域福祉実践計画 ※	H29～R4			次期計画							

※「第4期名寄市地域福祉実践計画」は、名寄市社会福祉協議会が策定する計画です。



## 1-4 計画の策定経過

### (1) 地域福祉計画策定に係る諮問

令和3年5月11日、「名寄市保健医療福祉推進協議会」において、第3期名寄市地域福祉計画の策定について市長より諮問を行いました。

#### 名寄市保健医療福祉推進協議会

##### 1 位置づけ

市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化と総合的な施策の推進を目的とする組織

##### 2 協議事項

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関する事
- (2) 健康福祉部が所管する各計画の策定に関する事
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事

##### 3 組織

保健関係者・医療関係者・福祉関係者 15名

### (2) 名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会の設置

令和3年7月7日、本計画案を策定するため地域住民、各種団体、関係機関、学識経験者等12名で構成する名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会を設置しました。

この地域福祉部会において市民アンケート調査を実施するなど、市民意見を整理し、名寄市長に答申する本計画案を作成しました。

#### 名寄市保健医療福祉推進協議会 地域福祉部会

##### 1 位置づけ

住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに必要な、**健康づくり**や福祉環境の整備を進めるための「名寄市地域福祉計画」策定に向けた組織

##### 2 協議事項

- (1) 名寄市における**健康づくり**や福祉サービスの推進に関する事
- (2) 地域福祉活動への住民参加促進に関する事
- (3) 名寄市地域福祉計画策定に関する事

##### 3 組織

福祉に関する事業等に従事する者、福祉に関する活動を行う者、町内会連合会、民生委員児童委員連絡協議会、**保健推進委員**、名寄市立大学、学識経験者、一般公募者 12名

### (3) 市民アンケート調査の実施

---

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する市民の意見や関わり方を計画に反映させるための基礎資料として、令和3年7月21日～8月10日の期間で市民アンケート調査（地域福祉に関するアンケート）を実施しました。

名寄市に住民票を有する方の中から、地域別・年代別・男女別に無作為抽出方式にて2,000人の市民へアンケート（無記名方式）を送付しました。

郵送配布・郵送回収方式を採用し、840通（回収率40.2%）の回答がありました。

### (4) パブリック・コメントの実施

---

計画を策定するにあたり、広く市民の意見をいただくため、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会において策定し答申を受けた本計画案について、令和 年 月 日～ 月 日の期間でパブリック・コメント※<sup>1</sup>を実施しました。



---

※<sup>1</sup>パブリック・コメント：公的な機関が、計画や条例などを制定しようとする時に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。

## 第2章 地域を取り巻く現状

### 2-1 名寄市の特性

#### (1) 位置・気候

名寄市は、北北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川の恵みと豊かな自然にあふれた環境にあり、農業を基幹産業として発展してきた地域です。明治中期頃より、鉄道や道路網の整備が始まり交通の要所となっていたことから、北北海道の流通中心地として発展してきました。

気候は内陸部に属していることから、夏冬の寒暖差が60℃以上と大きく、厳寒期には零下30℃になることもあります。降雪量は、平均積雪深で120センチ前後となっています。

#### (2) 歴史

名寄市は、平成18年3月、旧風連町と旧名寄市の合併により新「名寄市」として誕生し、双方が築いた歴史や伝統が受け継がれています。日本一を誇るもち米生産団地、夏のひまわり畑、星空観賞のきたすばる天文台、冬の雪質日本一フェスティバル、名寄市立大学など地域資源を活用したまちづくりを進めています。

**本市**の保健・医療分野の歴史を顧みると、昭和12年に名寄町立社会病院(現名寄市立総合病院)、昭和19年に名寄保健所、昭和24年に風連村国民健康保険組合病院(現名寄市風連国民健康保険診療所)、昭和27年に国立名寄療養所(現名寄東病院)が開設され道北地域の中核都市として整備が進められてきました。

また、福祉分野においては、昭和30年に**公立**保育所である名寄保育所(現名寄市西保育所)が開所して以来、各地域で保育所設置が進められ、平成11年からは親子で遊べる場所として子育て支援センターが整備されました。昭和38年に制定された「老人福祉法」のもと、昭和48年には特別養護老人ホーム清峰園が開設し、風連地区では昭和63年に特別養護老人ホームしらかばハイツが、平成9年に軽費老人ホーム(ケアハウス)がそれぞれ開設されました。昭和63年には母子保健、成人病予防、老人保健の総合施設として名寄市保健センターが開設され、平成8年には高齢者の健康保持と生きがいづくり、ボランティア活動の拠点、心身障がい児の療育機能などを兼ね備えた総合的施設として名寄市総合福祉センターが開設されるなど、福祉分野における施設整備が進められてきました。

### (3) 第1期地域福祉計画以降の状況

---

#### ①地域福祉分野

「地域福祉」の分野については、平成27年11月から冬期暖房用灯油の購入により生活費に大きな影響を受ける世帯を対象に、生活条件の改善を図るため、暖房用灯油の一部を支援する名寄市福祉灯油支援事業に取り組んでいます。

平成27年4月からは、生活に支援が必要な方を対象とした「生活困窮者自立支援制度」が始まり、名寄市社会福祉協議会と連携して、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計相談支援事業を実施しています。また、平成29年度からは、生活困窮世帯への支援として「子どもの学習支援事業」や令和3年度からは就労に向けた基礎能力の習得や就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」に取り組んでいます。

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症に伴う国の生活支援策として、特別低額給付金や緊急小口資金・総合支援資金の特定貸付などを実施してきています。

#### ②保健分野

「保健」の分野については、平成25年度に成人の風しん予防接種費用の一部助成に取り組み、平成27年度からは多様化・高度化する住民ニーズや健康課題を個人・世帯・地域全体から捉え、総合的な保健活動の展開を図るため「地区担当制」を導入しました。また、若いうちから自分の健康づくりに関心を持ち、自分にあった健康づくりを継続できるよう「なよろ健康マイレージ」に取り組んできました。

平成29年4月からは、少子化対策の一環として特定不妊治療費の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を開始し、平成30年4月からは産後の心身ケアと育児サポートなどを行う「産婦健康診査・産後ケア事業」に取り組んできています。

また、令和2年3月の子育て世代包括支援センター事業<sup>※1</sup>の開始に伴い、妊娠期からの切れ目ない健康支援の強化を図り、同年4月からは新生児聴覚検査費用の一部助成を開始し、子どもが健やかに成長するための支援を充実してきています。

#### ③子ども分野

「子ども」の分野については、平成18年10月に「認定こども園制度」が開始され、平成21年4月には、本市初の幼保連携型認定こども園が開園しました。

乳幼児等医療給付事業では、平成26年8月診療分から独自拡大を実施し、小学生までが保険医療機関において受診した医療費(令和2年10月診療分から小学生の通院分も拡大)を全額助成しており、子育て世代への支援を行ってきています。

平成27年4月からは、「子ども・子育て支援新制度」が開始され、「名寄市子ども・子育て支援

---

※1 子育て世代包括支援センター事業：保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、支援プランの作成や連絡調整などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を一体的に行う取組。

事業計画」に基づき、幼稚園においても、施設型給付事業が開始されました。また、地域子ども・子育て支援事業が実施されました。

平成27年10月には、常設の子育て支援センター「ひまわりらんど」を市内中心部に開設し、平成28年4月から「乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業」、同年10月からは、「ファミリー・サポート・センター事業<sup>\*1</sup>」を開始し、子育て支援の推進を図ってきています。平成29年4月から子育て家庭を応援する事業を実施している団体を支援する「子育て支援活動助成事業」や待機児童解消対策として「待機児童解消緊急対策事業」「認可保育施設等への移行支援事業」を実施してきました。

また、平成31年4月から「子ども家庭総合支援拠点事業<sup>\*2</sup>」を開始し、児童等に対して必要な支援を行う拠点の整備をしたほか、令和3年4月からは保護者の急病や育児疲れの解消のため「子育て短期支援事業（ショートステイ事業）」を開始しました。同年12月からは、季節や天候に係なくのびのび遊べる屋内の遊び場を開設したほか、令和5年度中には老朽化が著しい公立保育所の建替えが完了し、新たな保育所が開所されることになっています。

#### ④高齢福祉分野

「高齢福祉」の分野については、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービス基盤の整備を進めてきました。介護基盤緊急整備等特別対策事業により、平成23年度に認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）と介護付小規模ケアハウス、平成24年度には、小規模多機能型居宅介護、平成25年度には認知症対応型通所介護を運営する市内民間事業者に対して補助金を交付し整備が行われてきました。平成24年度には家族介護用品支給事業の支給額を増額したほか、平成27年度からは、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）入所中の低所得者への居住費軽減の助成を行ってきています。

平成26年の介護保険法の改正により、地域支援事業の内容が見直され、「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）<sup>\*3</sup>」が地域の実情に合わせた形で実施されることとなり、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

また、平成29年度からは、高齢者が自主的に行う生きがい活動や健康づくり活動を支援する「地域介護予防活動支援事業」と認知症の人とその家族の介護負担軽減を図る場として「認知症カフェ」に取り組んでいます。

平成30年度からは、高齢者の生活支援等サービスの体制整備の推進を目的に、地域と行政を結び役割を持つ「生活支援コーディネーター<sup>\*4</sup>」を配置してきました。

---

<sup>\*1</sup>ファミリー・サポート・センター事業：子育てを地域で相互援助するお手伝いを行う事業。児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する取組。

<sup>\*2</sup>子ども家庭総合支援拠点事業：児童等に対する必要な支援を行うための拠点を整備し、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担う取組。

<sup>\*3</sup>介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業。

<sup>\*4</sup>生活支援コーディネーター：地域の支え合いに関する情報の収集・整備、地域の困りごとについて住民とともに考え、サービス情報を提供し、利用につなげるなど、地域と行政を結ぶ役割を行う者。

## ⑤障がい福祉分野

「障がい福祉」の分野については、平成 25 年 4 月以降、「障害者総合支援法」「障害者優先調達推進法」「障害者差別解消法」が施行され、平成 27 年 3 月には「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が制定されました。障がいに関する地域課題の解決に向けて話し合う名寄市障害者自立支援協議会では、相談や検討の体制充実と強化を図ってきています。

障がい者の相談支援をワンストップで総合的・専門的に行う基幹相談支援センター（愛称：ぽっけ）を設置し、令和 2 年 4 月からは「地域生活支援拠点等<sup>※1</sup>」の取組を広域化し、近隣町村へ相談業務に関する技術的支援を行い、障がい者が地域生活をする上で必要な相談や支援ができる取組を行ってきています。

また、民間の事業所が、名寄市障害者グループホーム整備事業を活用したグループホームの設置が進んでおり、令和 3 年 10 月現在では、市内に 22 棟のグループホームが設置されています。



※1 地域生活支援拠点等：障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制。

## 2-2 人口の状況

### (1) 人口の推移と推計

#### ①人口の推移（平成18年～令和3年）

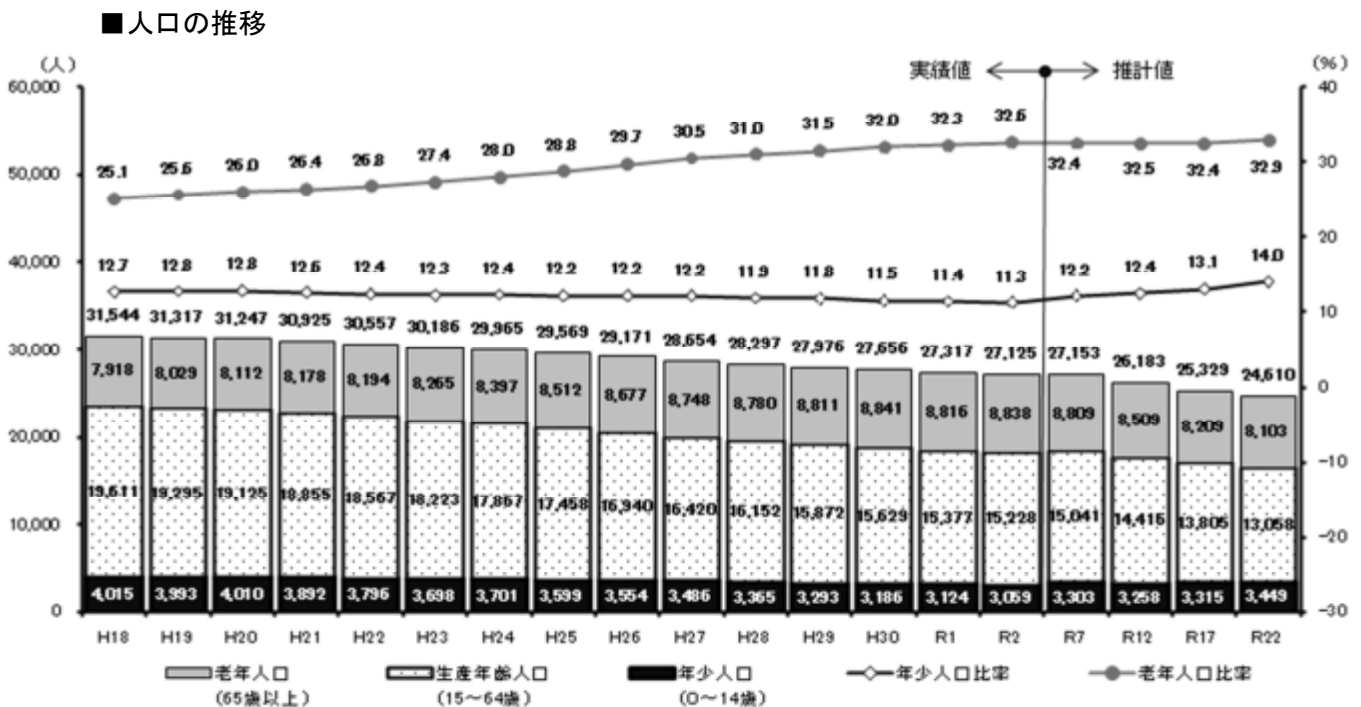
名寄市の総人口は、合併時の平成18年10月末には31,544人でしたが、年々減少し、平成23年から平成24年にかけて3万人を下回り、令和3年10月末現在では、  
人となっています。

しかしながら、65歳以上の高齢者は年々増加傾向にあり、平成18年10月末には人口に占める65歳以上の老年(高齢者)人口の割合は25.1%でしたが、令和3年10月末現在では %  
となっています。

#### ②将来人口（令和4年～令和22年）

平成27年10月に策定の「名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン<sup>※1</sup>」が示した「名寄市の人口の将来展望」によりますと、25年後（令和22年）の名寄市の人口は、年少人口と生産年齢人口の減少により、現在より  
人近く減少する見込みとなっています。

65歳以上の老年(高齢者)人口は、人口減とともに徐々に減少していきますが、人口に占める割合は微増すると推計されています。



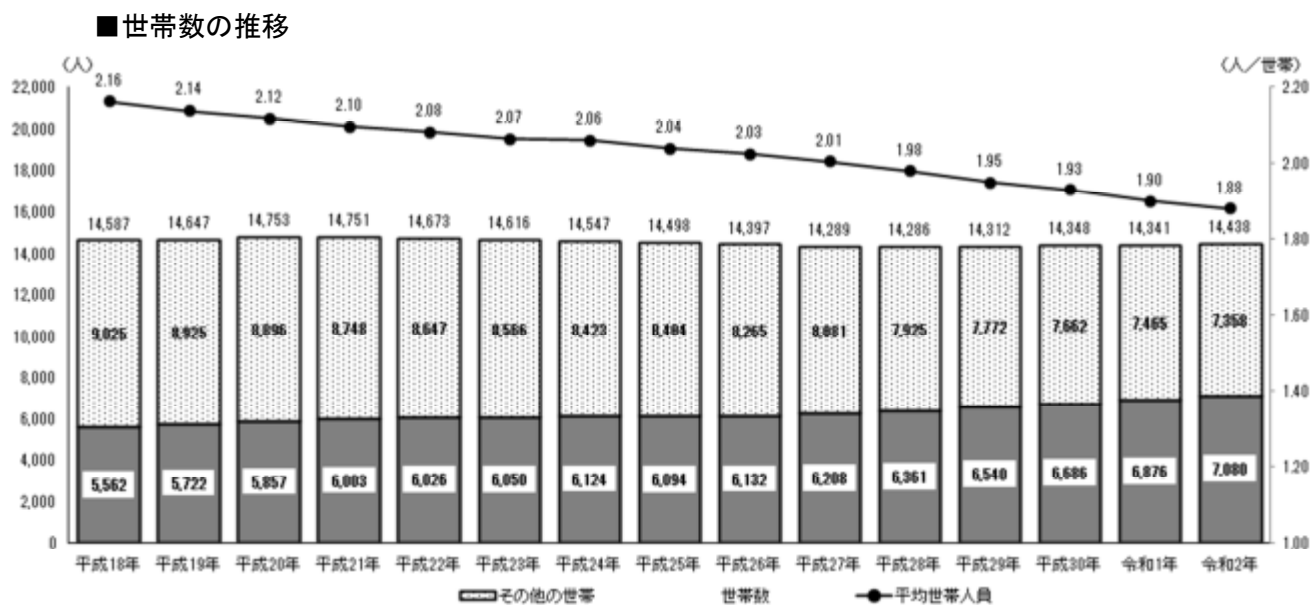
資料 実績値（平成18年～令和3年）：名寄市住民基本台帳（各年10月末現在）  
推計値（令和7年～令和22年）：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（各年10月末現在）

※1 名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市人口動態の状況や地域特性などを整理、分析し、市民の意識を把握した上で、目指すべき将来の姿を展望するものです。

## (2) 世帯数の推移

世帯総数は、平成20年までは微増で推移していましたが、その後減少傾向となり、平成29年からは横ばいとなっています。単身世帯数については、増加傾向にあります。

また、「1世帯当たりの人員」は年々減少を続けており、平成28年から2.00人を下回り、令和3年10月末現在では 1.89人となっています。



資料 名寄市住民基本台帳（各年10月末現在）



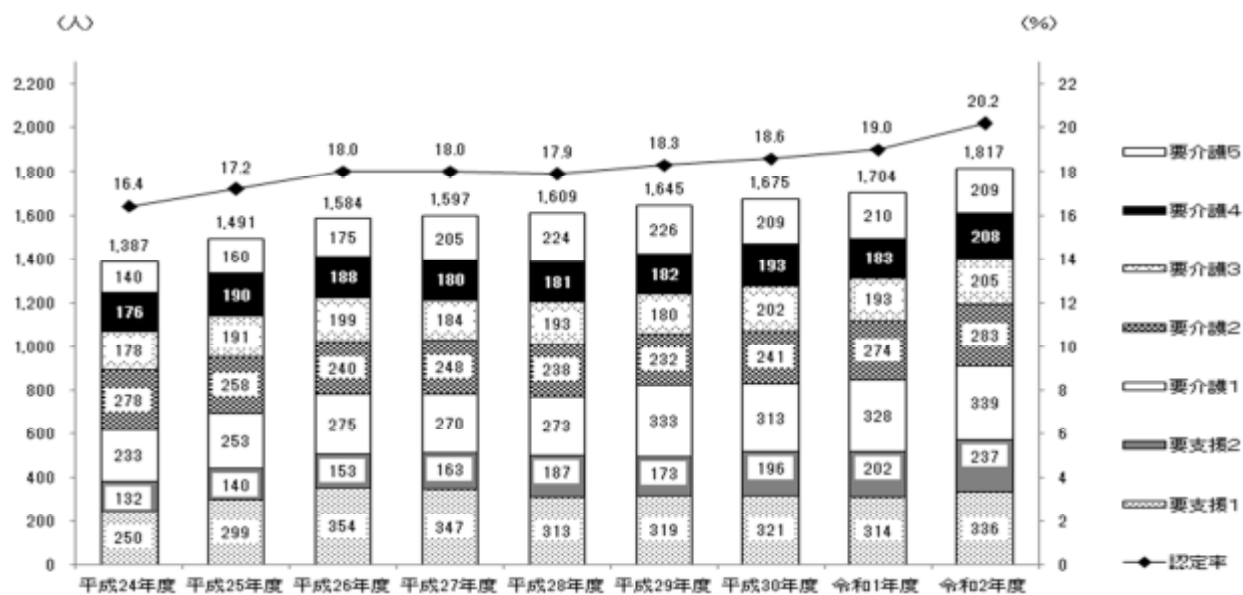


## 2-3 対象者別にみた地域福祉の状況

### (1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、年々増加を続けています。65歳以上人口に対する要介護（要支援）認定者数の割合は、令和2年度（令和3年3月末）は20.2%となっています。

■要介護（要支援）認定者数の推移



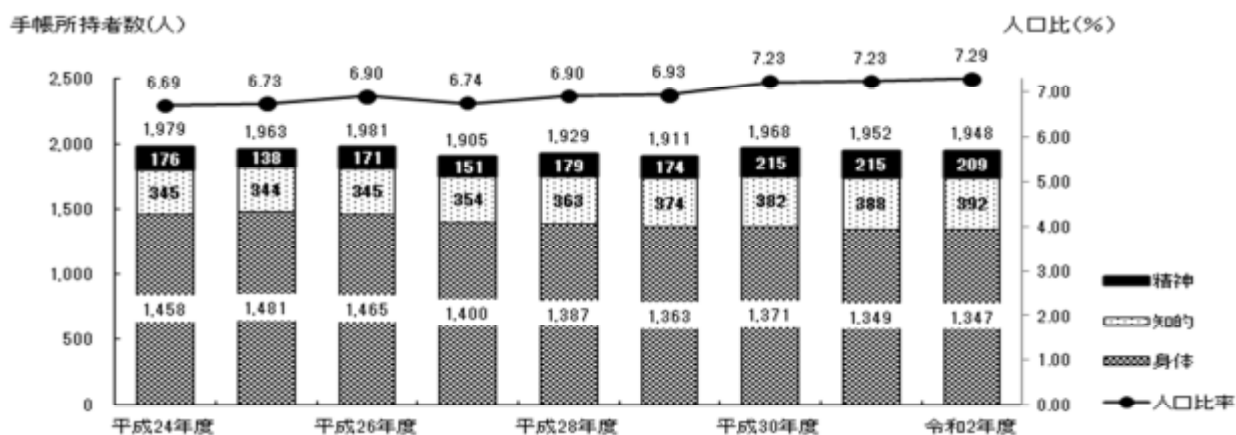
資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

※認定率：介護保険第1号被保険者（65歳以上）の要介護（要支援）認定者数÷第1号被保険者数

### (2) 障がい者手帳の所持者数の推移

障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を合わせると1,900人台で推移していますが、名寄市の人口に占める割合は、人口減少に伴い徐々に増えてきています。

■各種障がい者手帳所持者数の推移



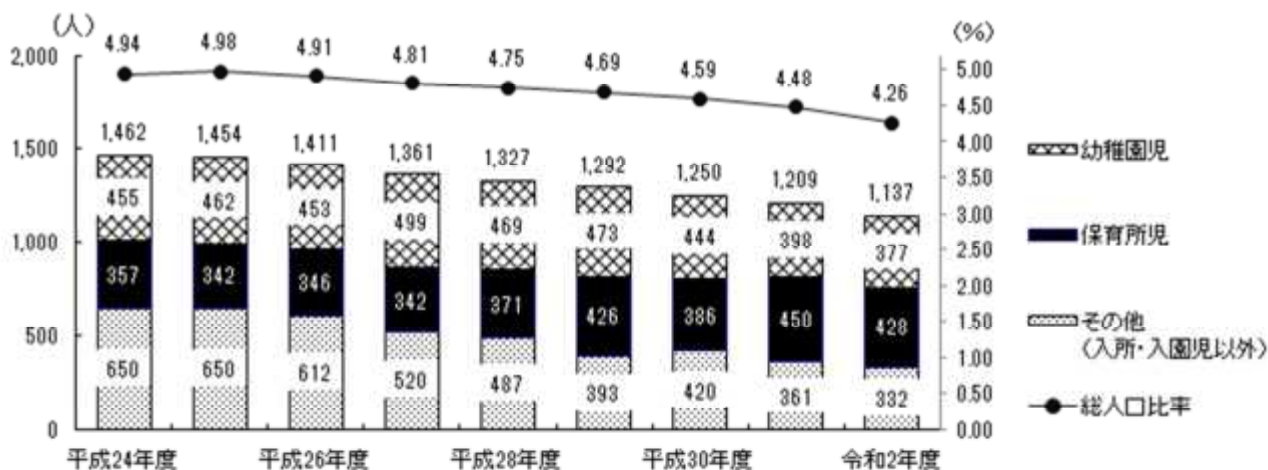
※重複障がいがあるため、実人数とは異なる。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」（各年度末現在）

### (3) 就学前児童数の推移

就学前児童数及び名寄市の人口に占める割合は、年々減少傾向にあり、令和2年度（令和3年3月末）で1,137人、4.26%となっています。

■就学前児童数の推移

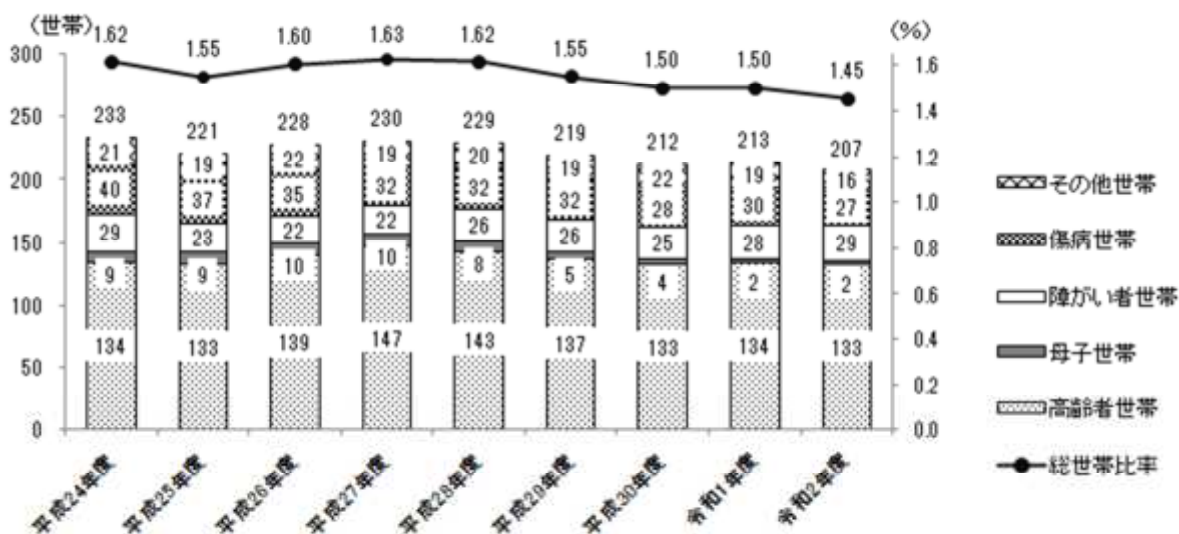


※保育所児数には認定こども園児数を含む。(各年度末現在)

### (4) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、平成30年度以降210世帯前後で横ばいの状況です。類型別世帯状況は、「高齢者世帯」が最も多く、次いで「傷病世帯」、「障がい者世帯」となっています。総世帯数に占める割合も、1.5%前後で横ばいの状況です。令和3年3月末での名寄市の保護率（人口に占める被保護実人員）については、0.91%で、北海道全体の保護率2.98%を下回っている状況にあります。

■生活保護世帯数の推移



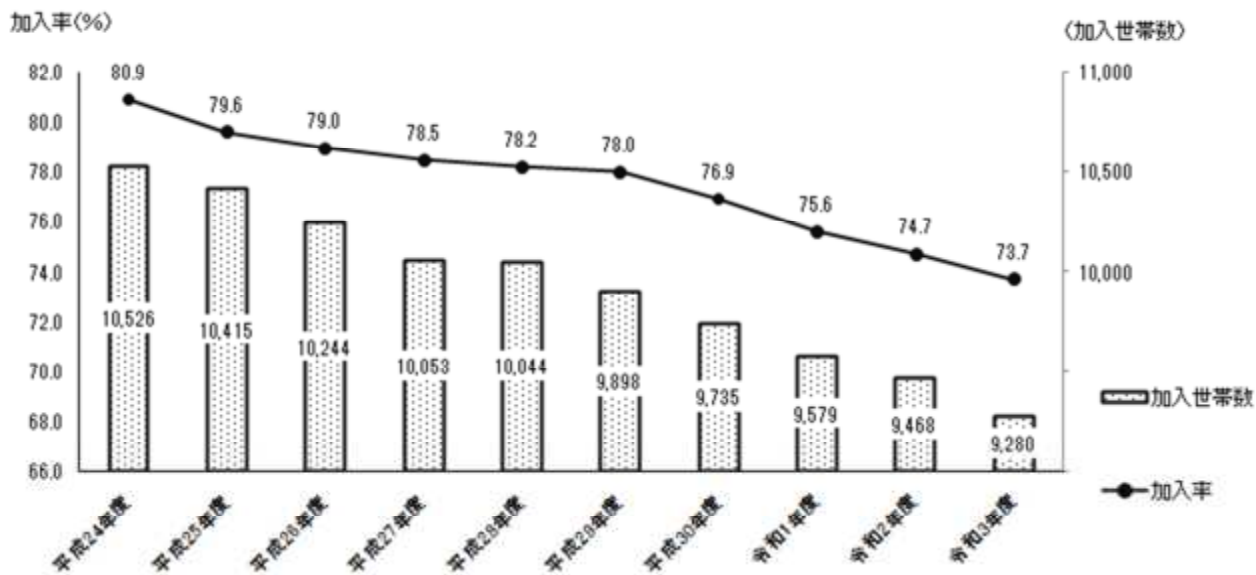
※生活保護世帯数は各年度平均。総世帯比率は年度末現在の世帯数に対する比率。

資料：名寄市健康福祉部「福祉サービス事業等の実績」

## (5) 町内会の加入率の状況

町内会の加入世帯数・加入率は、人口減とともに年々減少傾向となっています。

■町内会への加入世帯数・率の推移



※加入世帯数は町内会からの交付金申請に基づいた数値。(各年度3月現在)

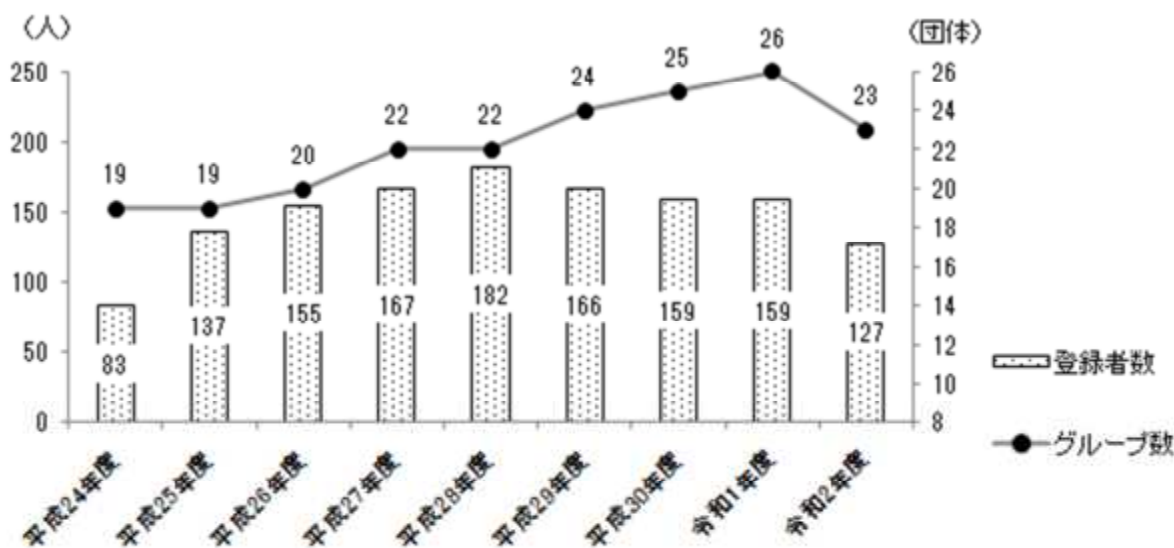


## (6) 地域福祉を支えるボランティアの状況

名寄市社会福祉協議会内にある「名寄市ボランティアセンター」に登録されている個人ボランティア数は、平成29年度以降減少傾向にあります。

また、名寄市ボランティアセンターでは、福祉の分野に限らず、まちづくりや文化・芸術などの幅広い市民活動団体を支援しています。

■ ボランティア登録者数・団体数の推移



資料：名寄市社会福祉協議会（各年度末現在）

■ 名寄市ボランティアセンター登録団体

活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	4	子ども	2
福祉	5	文化・芸術	6
保健医療	2	交通安全	1
障がい者スポーツ	2	その他	1

資料：名寄市社会福祉協議会（令和2年3月末現在）

## 第3章 第2期名寄市地域福祉計画の取組状況

### 基本目標1「地域福祉の担い手づくり」に関する取組と課題

#### 基本施策1-1 ノーマライゼーションの理念の普及啓発

ふれあい広場などのイベント、子どもの発達支援に関する研修会や認知症サポート養成講座などの各種研修会、「広報なよろ」や福祉分野における各種ガイドブック、市ホームページやSNSなどを通じたデジタル情報発信、福祉に関する出前講座など、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念の普及啓発のため様々な取組を行ってきました。

依然として、認知症や障がいに対する理解不足や誤解などは存在しており、共生社会の実現に向けては、様々な機会を通じて一層の理解促進に努めていく必要があります。

また、新たな課題として、複雑化・複合化・深刻化している困りごとを抱える方への理解促進と柔軟な対応が求められてくると考えられます。

#### 基本施策1-2 福祉を担う人材育成

ふれあい広場やボランティア講座、手話奉仕員養成講座などを通じて、ボランティア活動を担う人材の育成を地域福祉活動の普及啓発を進めていく中で、市民と協働して取り組んできました。

また、福祉関係職員の資質向上に向け、名寄市**障害者**自立支援協議会主催の研修会や子どもの発達支援に関する研修会など、名寄市立大学や関係機関と連携しながら、福祉情報の収集や提供を行い、福祉の知識や技術を学ぶ研修機会の確保に努めてきました。

少子高齢化や人口減少、介護サービスを提供するための人材確保などが課題となっており、人材育成の重要性は一層高まっています。

福祉教育、生涯学習、地域交流などの場を通じた地域福祉活動を行うきっかけづくりや地域の人材が適材適所で活躍できるようコーディネート仕組み（橋渡し役）など、今後も福祉を担う人材の育成が重要となってきます。



<sup>※1</sup> ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活することができる社会を目指すという考え方。

## 基本目標 2 「みんなで参加する支援のネットワークづくり」 に関する取組と課題

### 基本施策 2-1 住民相互のネットワークづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民相互による助け合いとその環境整備に向けたネットワークづくりがもっとも重要となります。

本市では、地域全体で支え合うことを目的とした町内会ネットワーク事業や高齢者を支える生活支援コーディネーター事業、育児を支えるファミリー・サポート・センター事業など、住民相互のネットワーク構築への取組を進めてきました。

また、名寄市要保護児童対策地域協議会や名寄市障害者自立支援協議会などを通じた各機関との連携、ICTを用いた医療機関や介護事業所との連携など、福祉行政に関係する多くの機関と相互連携を進めてきています。

隣人や町内会などの人と付き合う機会が減少している中、今後もすべての市民が安心して快適に生活できるよう関係者とのネットワークづくりを推進し、すべての市民が社会参加しやすい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

### 基本施策 2-2 地域福祉団体等との連携

地域での様々な問題に対処するため、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体や福祉施設・医療機関などとの連携を深めてきています。

ハローワークや障がい者の福祉施設と連携し、働く意欲がある障がい者が企業で働くことができるよう、総合的な就労支援に取り組みながら、企業が安心して障がい者雇用ができる環境整備を進めてきているとともに、こども発達支援センターや基幹相談支援センターなどが関係機関と連携し、発達の遅れや障がいのある子どもが早期に療育が実施できるよう努めてきています。

また、地域福祉を推進する社会福祉協議会と連携し、ファミリー・サポート・センター事業や成年後見制度事業、生活困窮者自立支援事業、各種研修会の共催など様々な事業を展開してきています。

すべての市民が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を進めていく必要があります。

## 基本目標 3「安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり」に関する取組と課題

### 基本施策 3-1 総合的な相談支援体制の充実

市民が抱える相談は、年々、複雑化、複合化してきており、総合的な判断が求められています。

母子や児童虐待などの総合相談窓口としてこども未来課、高齢者の認知症や介護に関する総合相談窓口として地域包括支援センター、障がい者（児）に関する総合相談窓口として基幹相談支援センターなど、分野ごとにおける総合相談窓口を整備してきています。また、各相談窓口は、重層的に広がる問題に**対応するため**横断的な連携を進めてきています。

新型コロナウイルス感染症などに伴い生活に大きな影響を与える事象も散見されてきています。地域のネットワークを活用して、生活に困っている方が必要な相談へつながるよう、民生委員児童委員など地域の情報を持つ関係者や機関との連携が重要になります。

相談内容を限定することなく、相談窓口が連携することで支援の充実に努めていく必要があります。

### 基本施策 3-2 福祉サービスの適正な利用の促進

福祉サービスの必要な方が、ニーズにあった適切なサービスが選択できるよう、情報提供を行っていく必要があります。

医療・介護・福祉ガイドブックや障がい福祉便利帳、子育て支援や各種検診などのパンフレットを、法改正や新事業実施に併せて、適宜更新し、配布等を行ってきています。

また、市民の権利を守る体制整備として、関係機関と連携しながら、虐待の予防や養護者に対する支援に努めるとともに、障がい者の高齢化や親亡き後を見据えて、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取組を積極的に進めてきています。

住み慣れた地域で、充実した生活を送ることができるよう、こども未来課が中心となり児童虐待防止対策などを行う「子ども家庭総合支援拠点**事業**」や基幹相談支援センターが中心となり障がいのある人が、安心して暮らしていけるよう支援を行う「地域生活支援拠点**等**」の整備を推進していく必要があります。

## 基本目標 4 「安心して生活できるまちづくり」に関する取組と課題

### 基本施策 4-1 安心な環境づくりの推進

地域で安心して暮らしていくためには、地域住民による見守りや声掛けが重要となります。町内会ネットワーク事業をはじめ、地域見守りネットワーク事業や認知症高齢者等SOSネットワーク事業を展開してきました。

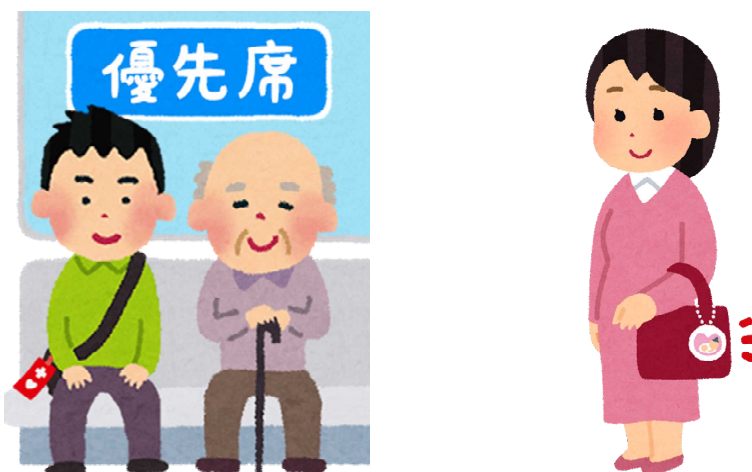
また、住み慣れた地域で安心して生活をするためには、防犯対策や防災対策の推進も重要となります。平常時から災害に備えた取組を構築し、町内会や民生委員児童委員、**関係従事者**などが連携して地域での見守りを強化していく必要があります。

### 基本施策 4-2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が安心して快適に暮らしていくためには、ユニバーサルデザインへの取組が重要となります。

グループホーム<sup>※1</sup>の整備や公共施設等のバリアフリー化などの**環境整備**、マタニティマークやヘルプマークといった配慮が必要な方への可視化の取組、市ホームページや広報なよろのUDフォント使用によるユニバーサルデザインへの取組などを進めてきました。

今後も、すべての市民が安心して快適に暮らせる環境づくりのため、市内の**福祉事業者**と連携して計画的にグループホームの設置を進めていくとともに、防犯・防災体制の充実に努めていく必要があります。



※1 グループホーム：地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の障がい者に対して、世話人による食事提供などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。



# 第4章 アンケート調査の結果

## (1) アンケート調査の概要

本調査は、名寄市の「第3期地域福祉計画」と、名寄市社会福祉協議会の「第5期地域福祉実践計画」の策定に向けて、その基礎資料とするために実施しました。調査の概要及び回収結果は、以下のとおりです。

調査の対象	名寄市にお住まいの18歳以上の2,000人 (名寄・風連・智恵文の地域別、年代別、男女別に無作為抽出)
調査方法	自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
調査時期	令和3年7月21日～8月10日
回収票数(率)	840票(40.2%)

## (2) アンケート調査の結果について

少子高齢化が進んでいる状況や地域での交流機会の減少などを考えると、地域での支え合いに対する意識の向上が、今後、一層求められてきます。このことから、地域での支え合い活動の基礎となる「近所付き合い」や「町内会の加入の状況」、「地域活動への参加状況」、「地域福祉の推進に必要な取組」、「災害時の避難」などについて、前回の調査結果との比較・分析を行いました。

また、今回の調査については、令和2年1月から続くコロナ禍での実施となりました。

### ①地域との結びつき

普段の近所付き合いの状況は、「近所付き合いを、密にしている」「困った時などに、近所の方に相談をする程度」を合わせると前回アンケートの31.6%から27.5%へ低下しており、依然、低い割合となっています。

また、近所付き合いで「あいさつをする程度」「ほとんど付き合いがない」を合わせた割合は51.6%から70.7%へ増加しています。

### ②町内会活動への関心

町内会の加入状況については、「加入している」の割合が前回アンケートの75.3%から82.4%へ、「加入していない」の割合が9.5%から14.3%へ増加となりましたが、これは、前回よりも「無回答」率が低く回答数が増えたためと推測されます。

町内会に加入しない理由については、前回アンケート同様「町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない」「地域での人間関係が面倒だから」の項目での回答が多くなりましたが、「町内会活動に参加する時間がない」「町内会に誘われていないので」の項目は減少しました。

### ③地域活動への参加意識

参加している地域活動については、前回アンケートと比較すると「町内会活動」「老人クラブの活動」「近隣住民同士の支え合い活動（高齢者への声かけ・見守り・除雪など）」など、全体的に減少しています。また、「特に参加していない」という回答が、前回よりも9.4ポイント増え50.5%を超えています。

「地域活動に参加されていない理由」については、「必要性を感じない」「人間関係が面倒」「どのような活動があるか判らない」「誘われないから」といった項目で上昇しています。

### ④地域福祉を推進するためには

「地域活動の推進に必要なと思うこと」については、前回アンケート同様「地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる（「橋渡し役」の充実）」の割合が最も高い結果となりました。

また、「地域活動に関する情報提供を充実させる」「地域活動への資金面の援助を充実させる」の回答が前回よりも増加をしました。

一方で、「特に必要ない」との回答が、前回アンケートよりも2倍強に増えています。

「これまで参加したことのある福祉活動」については、前回アンケートと同様の結果となりましたが、「福祉活動に参加したことがない」の項目が増加しています。

「情報収集方法」については、前回アンケートと比較すると「新聞」「市や社会福祉協議会の広報紙」「テレビ」「チラシ、パンフレット類」の項目で減少し、「ホームページやブログなど」「SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど）」の項目が増加していることから、主に活字やメディア媒体での情報入手から、パソコンやスマートフォンなどのデジタル機器での入手方法に変わってきたと伺えます。

### ⑤災害に備える

災害時に1人で避難できるかについては、「避難できる」「介助があれば避難できる」を合わせると92.0%の方が避難できるとの回答でした。

しかしながら、「避難できない」との回答も3.5%あることから、災害時における「取り残さない」取組が重要となってきます。

## 第5章 計画策定にあたっての重点課題

前章までの内容を踏まえて、計画策定にあたっての重点課題をまとめました。

### 重点課題1：人口減少が進む現代にあって、地域福祉の醸成が重要となる

本市においては、人口減少、単身世帯の増加、町内会加入率の低下など、地域との関わりを持つ方が年々少なくなっている状況です。アンケートの結果からは、地域での支え合い活動の基礎となる「近所付き合い」は減少している反面、「町内会活動」への参加や興味といったことは少なからず増加をしていることから、地域との結びつきに関わる施策を見直し、強化していくことが重要となります。

安心して健やかに暮らせる地域づくりをより進めていくためには、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉の意識を醸成し、地域での支え合い活動が活発に行われるよう、地域福祉の担い手となる理解者・活動者の育成や専門職等の人材確保を推進する必要があります。

複雑化・複合化・深刻化している困りごとに対して、福祉分野だけではなくあらゆる側面から関わりを持ち連携していくことが求められてきていますので、地域の方々や企業などを含め、可能な範囲で地域と関わりを持ってもらえるような柔軟な考え方と情報発信が重要となります。

### 重点課題2：支援のためのネットワークを拡充していく必要がある

これまでも、ネットワークづくりに重要となるボランティア活動を広げていくため、市民との協働による地域福祉の取組が進められてきましたが、少子高齢化や人口減少が進んできたことでその重要性が一層高まってきています。地域の状況も、地域の人材が適材適所で活躍できるよう、コーディネート（橋渡し役）や活動の場を確保していく必要があります。

また、子育てや高齢者を地域で支え合う仕組みづくりや、サロンなどの多世代交流のできる場の提供、福祉分野以外の困りごとに対する課題解決に向けた横断的な連携などが求められていますので、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ネットワークをさらに広げ、包括的に地域福祉を推進できる体制強化に努めていく必要があります。

### 重点課題3：住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすための、体制整備が必要である

地域では、子どもから高齢者、認知症の方、障がいのある方や生活に困っている方など、様々な人々が生活をされています。すべての市民が、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくには、地域包括ケアシステムの構築や障がい者の地域生活支援拠点等<sup>※1</sup>、子ども家庭総合支援拠点事業などの充実と安心して福祉サービスの利用ができる仕組みづくりが重要です。

また、地域で安心して暮らしていくためには、相談窓口や支援を行う関係機関との連携が重要になりますので、包括的な相談支援体制を構築するとともに、市民の権利を守る体制の充実に努める必要があります。

<sup>※1</sup> 地域生活支援拠点等：障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、障がい者の地域生活の体制整備を行う取組。

## 第6章 地域福祉の推進に向けて

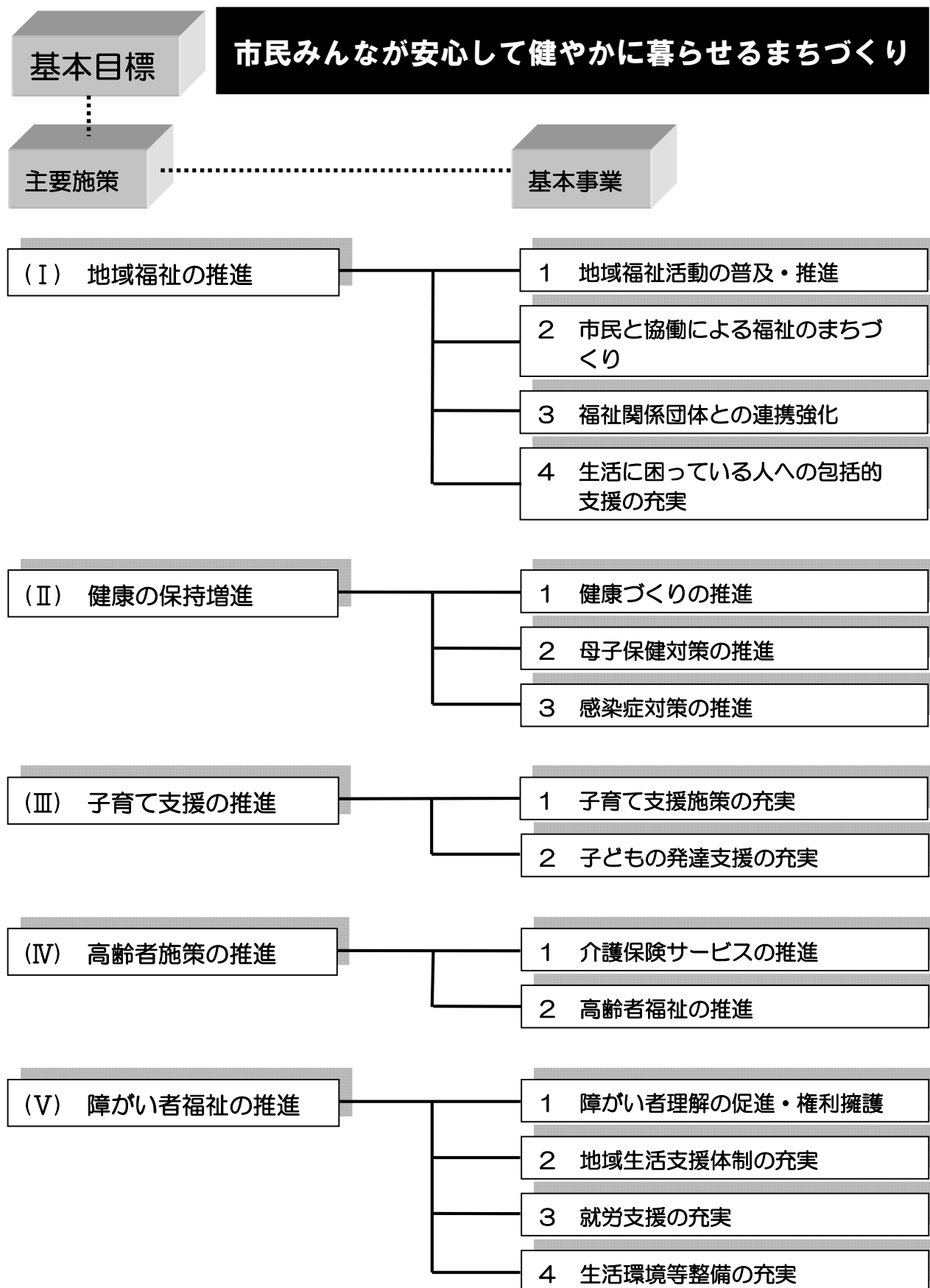
### 6-1 基本目標

#### 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

住み慣れたこの地域で、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

## 6-2 計画の体系



## 6-3 主要施策

---

---

### 主要施策（I）地域福祉の推進

《連携計画：名寄市地域福祉実践計画—名寄市社会福祉協議会策定》

#### 基本事項1 地域福祉活動の普及・推進

市民一人ひとりがお互いに支え合う地域共生社会に向けて、「共助の意識」の醸成が必要となります。住民やボランティア活動等との連携により、地域で支え合うネットワークを充実させ、市民が社会参加しやすい環境づくりに努めます。

また、「福祉分野」という枠だけではなく、「防災」や「防犯」などの地域と密接に関係することについても情報発信と啓発に努めます。

- （主な取組）
- ・子ども、高齢者、障がい等をテーマにした研修会の開催
  - ・広報紙、ホームページ、SNS（フェイスブック、LINE）などを活用した情報の発信
  - ・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携
  - ・避難行動要支援者名簿の整備など平常時から災害に備える取組の推進 など

#### 基本事業2 市民と協働による福祉のまちづくりの推進

第2次名寄市総合計画を最上位計画とし、健康増進計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画など、福祉分野における各種個別計画との整合性を図り、地域住民と一体となった福祉のまちづくりを推進します。

また、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組を通じて再犯防止に関する理解の推進に努めます。

- （主な取組）
- ・各種個別計画における基本目標に基づく施策の推進
  - ・再犯の防止等の推進に関する法律に基づく理解の推進 など

### 基本事業3 福祉関係団体との連携強化

名寄市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」や各種の福祉活動をおこなっている団体などへの支援をおこなうとともに、各福祉団体の活動拠点である名寄市総合福祉センターの機能強化を図るなど、地域福祉の推進体制の充実を図ります。

- (主な取組)
- ・ 町内会や企業などの様々な団体が行う地域福祉活動に対し、福祉に関する情報提供などの支援。
  - ・ 社会福祉協議会の活動基盤強化と安定した経営継続のための支援
  - ・ 総合福祉センターの機能充実 など

### 基本事業4 生活に困っている人への包括的支援の充実

市民が抱える相談は、複雑化、複合化し、福祉分野以外での困りごとも増えていることから、福祉分野以外の支援も含め、包括的なネットワークの構築に取り組むことが重要です。

名寄市地域包括支援センター、名寄市基幹相談支援センター、名寄市こども発達支援センター、名寄市保健センター、生活困窮者自立支援事業の生活相談支援センターなど福祉分野における連携に加え、他分野との情報交換・共有などの相互連携を深め、より総合的・包括的な相談支援体制の構築に努めます。

- (主な取組)
- ・ 各種相談窓口の横断的連携による包括的な相談支援体制の構築と取組の推進
  - ・ 生活困窮者自立支援事業の拡充・推進
  - ・ 生活に困っている人への生活支援の充実

## 主要施策（Ⅱ） 健康の保持増進

《個別計画：名寄市健康増進計画「健康なよろ21」》

### 基本事業1 健康づくりの推進

名寄市健康増進計画（健康なよろ21）に基づき、生活習慣病などの発症予防や重症化予防の徹底を図ることで健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

また、健康に関する正しい情報提供や知識の普及啓発に努め、地域の健康に関わる団体や関係機関と連携し、地域全体の健康づくりを推進します。

- （主な取組）
- ・生活習慣病予防の推進
  - ・個々にあった健康づくりの推進 など

### 基本事業2 母子保健対策の推進

子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業を中心に妊娠期からの切れ目ない支援の強化を図ります。

また、母子の健康支援を通し、きめ細やかな相談支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・母子健康支援の充実
  - ・育児支援の充実 など

### 基本事業3 感染症対策の推進

感染症発生動向を早期に把握し、効果的な予防とまん延防止対策に努めるとともに、正しい知識や予防接種の効果・副反応などの情報提供に努めます。

また、予防接種を適切な時期に安心して受けられる体制を推進するとともに、接種費用の一部を助成するなど、感染症対策に努めます。

- （主な取組）
- ・感染症予防の普及啓発
  - ・予防接種事業の充実 など



## 主要施策（Ⅲ） 子育て支援の推進

《個別計画：名寄市子ども・子育て支援事業計画》

### 基本事業1 子育て支援の充実

子育て家庭の環境変化により多様化する保育需要に対し、名寄子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「<sup>こ</sup>こで<sup>こ</sup>育って、<sup>こ</sup>こで<sup>こ</sup>育てて『よかった』といえるまちを目指して」に基づき、子どもたちが健やかに生まれ育ち安心して子育てができるよう、次世代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支援する環境づくりに努めます。

また、支援の必要なひとり親家庭や児童虐待防止に対し、関係機関との連携や地域ぐるみで見守る体制を強化し、相談や支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・保育環境や子育て環境の拡充
  - ・地域子育て力の充実
  - ・児童虐待防止への取組強化
  - ・ひとり親家庭の生活安定と自立への支援 など

### 基本事業2 子どもの発達支援の充実

発達に不安のある子どもの相談支援と療育の質の確保、名寄市こども発達支援センター「こどもらんど」の環境整備の充実に図ります。

- （主な取組）
- ・専門機関、医療機関等との連携強化及び適切な相談・支援が受けられる体制づくりの推進
  - ・早期発見・早期療育に向けた支援の充実 など

## 主要施策（Ⅳ） 高齢者施策の推進

《個別計画：名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画》

### 基本事業1 介護保険サービスの推進

名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり」に向けた高齢者施策とICTを活用した医療・介護・福祉の連携強化を推進します。

また、要介護状態・要支援状態への悪化防止や予防に向けた施策を推進します。

- （主な取組）
- ・高齢者の保健事業と介護予防の推進
  - ・ICTシステムによる医療と介護の連携の推進
  - ・介護保険サービスの充実 など

### 基本事業2 高齢者福祉の推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳をもって自立した日常生活を営むことができるよう、支援の充実に努めます。

また、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、判断能力が低下した方の財産管理や生活に必要な支援をおこなう成年後見制度の活用促進など、権利擁護のために必要な支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・高齢者の自立した生活や健康づくり・生きがいづくりの支援
  - ・虐待の早期発見や成年後見制度の促進など、権利擁護のための支援
  - ・高齢者向けの住まいの安定的な確保 など

## 主要施策（V） 障がい者福祉の推進

《個別計画：名寄市障がい者福祉計画 名寄市障がい福祉実施計画》

### 基本事業1 障がい者理解の促進・権利擁護

障がいに対する正しい知識の普及と誰もが参加しやすい共生社会をつくっていくために、障がいのある人とない人が相互に交流を深め、ノーマライゼーションの理念を共有していくための普及・啓発活動の取組を促進します。

また、**判断能力の低下や財産管理、生活に不安がある方への支援**をおこなう成年後見制度の活用促進など、権利擁護のために必要な支援の充実に努めます。

- （主な取組）
- ・ノーマライゼーション社会に向けた啓発事業の推進
  - ・成年後見制度の促進など、権利擁護のための支援
  - ・障がい者の社会参加事業の推進 など

### 基本事業2 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、地域の事業者が機能を分担して、広域化した「地域生活支援拠点等」の取組の中で、地域全体を支えるサービス提供体制の充実に努めます。

また、身近な地域で相談支援を受けることができる体制や、専門性の高い相談に対応するため名寄市基幹相談支援センターの充実に努めます。

- （主な取組）
- ・在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実
  - ・地域支援事業の推進
  - ・障がい者の社会参加事業の推進 など

### 基本事業3 就労支援の充実

ハローワークなど関係機関・団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を推進します。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設などが提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

- （主な取組）
- ・雇用機会拡大への取組
  - ・雇用が見込まれる方に対し、必要な知識や能力向上のため支援
  - ・障害者優先調達推進法の推進 など

#### 基本事業4 生活環境等整備の充実

すべての市民が安心して快適な生活を送れるよう、建物や道路、移動手段、情報提供のバリアフリー化を図るとともに、不自由なく利便性を感じられるようユニバーサルデザインの普及・啓発など、やさしいまちづくりを推進します。

また、障がいのある方が地域社会の一員として、町内会活動や地域活動に参加するための情報提供やスポーツ・文化芸術活動などに親しむことができる環境づくりに努めます。

- (主な取組)
- ・ユニバーサルデザインの普及と推進
  - ・スポーツ、文化芸術活動への支援
  - ・障害者優先調達推進法の推進 など

# 第7章 計画の推進のために

## 7-1 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活しているすべての市民です。自分たちの住む地域を「支え合い」や「助け合い」のできる理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取組だけでは不十分であり、市民との協働が必要です。

また、地域の中には多様な福祉ニーズがあり、それらに対応していくためには、町内会やボランティア団体、福祉・介護のサービス事業所、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの関係機関も重要な地域福祉の担い手となります。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉の担い手それぞれが役割を果たしながら、安心して健やかに暮らせるまちづくりのために、協働して取り組んでいくことが大切です。

### (1) 一人ひとりの市民

市民は、福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが、地域福祉について関心を持ち、地域で何ができるかを考え、個人が持っている知識や技能を活かし、町内会や地域活動・ボランティア活動に参加するなど、地域福祉の担い手としての役割が求められています。

### (2) 町内会

地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、地域福祉への関心を高め、取組を充実させていくことが期待されます。

### (3) ボランティア団体、市民活動団体

地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の支え合い・助け合い活動の担い手となるとともに、市民に対し、活動参加の場や機会を提供することが期待されます。

### (4) 福祉サービス事業所、企業

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供をはじめ、他のサービスや関係機関との連携により、総合的なサービス提供に取り組むことが期待されます。

また、企業についても、地域のネットワークの一員として、福祉の担い手としての役割が期待されます。

## (5) 民生委員児童委員

地域に密着した活動を通じて支援の必要な方に、市民の立場に立った福祉的視点で相談援助を行うとともに、市や社会福祉協議会と情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

## (6) 社会福祉協議会

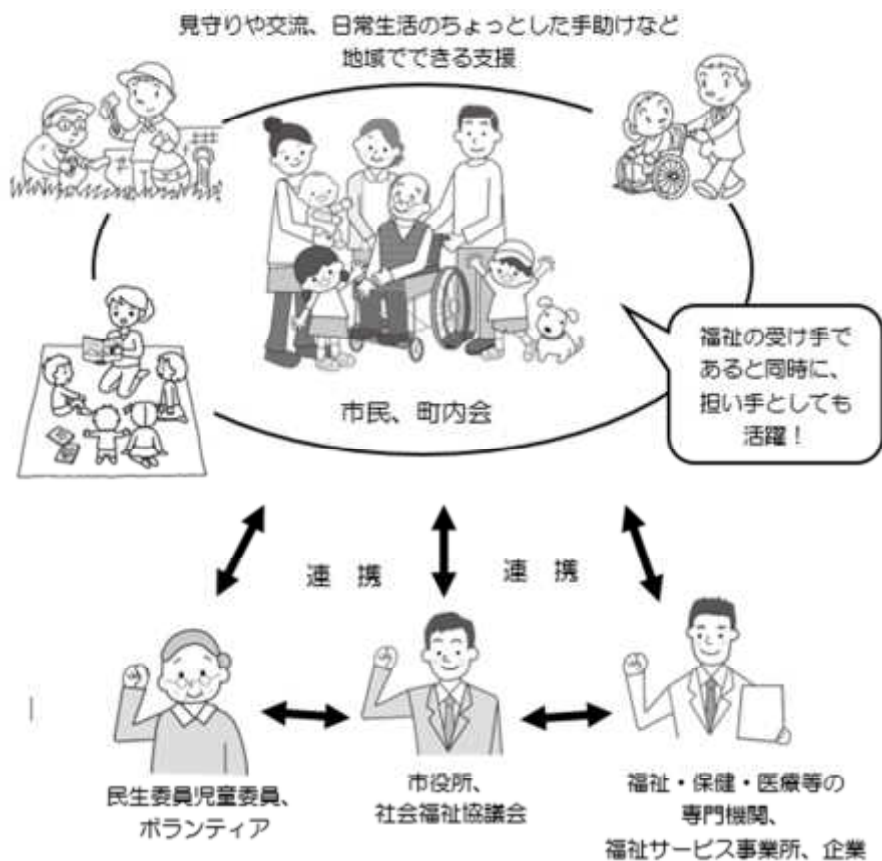
社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、市民・ボランティア・企業・福祉サービス事業所などとのコーディネート役としての機能が求められています。

地域福祉の向上を目的として「地域福祉実践計画」を策定し、行政と密接に連携をとりながら、地域福祉活動やボランティア活動の推進など、計画に基づいた取組を実施することが期待されます。

## (7) 市

市は、地域福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割をふまえながら、相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進を図ります。

### ■地域の支え合い・協働のイメージ



## 7-2 計画の進行管理

---

---

本計画を総合的に進めていくため、本市が設置する「名寄市保健医療福祉推進協議会」において進行管理を行います。計画に基づく事業の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて推進項目の見直しを行い、子どもから高齢者に至るまでのきめ細かなサービスを一体的に提供できるよう、関係団体との連携を図りながら効率的・効果的に計画を推進します。

# 資料編

## 資料 1 アンケート調査

---

---

## 資料 2 総合計画との関連性

---

---

## 資料 3 名寄市保健医療福祉推進協議会

---

---